

(5) FAC6011 キャンプ・ハンセン (Camp Hansen)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：名護市（字久志、字喜瀬、字幸喜、字許田）
 国頭郡恩納村（字恩納、字喜瀬武原、字安富祖、字瀬良）
 // 宜野座村（字松田、字宜野座、字惣慶、字漢那）
 // 金武町（字金武、字伊芸、字屋嘉）

(イ) 面積：48,728千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	0	—	64	—	64
恩納村	77	—	9,915	2,312	12,304
宜野座村	850	126	14,241	447	15,664
金武町	264	30	14,515	5,888	20,697
合計	1,192	156	38,735	8,646	48,728

(ウ) 地主数：3,306名

(エ) 年間賃借料：82億3千万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：大隊司令部等、事務所、診療所、矯正施設、将校宿舎等、管理棟、映画館、通信室、工場等、倉庫、警衛所、図書館、食堂、販売所、郵便局、宿舎、ポンプ室、厚生施設ほか
- 工作物：運動場、保安柵、雨水排水設備、着陸帯、都市型訓練施設、テニスコート、上下水道、貯水槽、射場、受変電設備、橋、プールほか

(カ) 基地従業員：663名（MLC 462名、IHA 201名）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：米海兵隊太平洋基地在沖米海兵隊基地司令部
- 使用部隊名：第3海兵遠征軍
 - ・第3海兵情報群（第3情報大隊、第3治安部大隊、第5航空艦砲連絡中隊、第7通信大隊、遠征運用訓練群、第3海兵遠征軍支援大隊）
 - ・第3海兵師団（第12海兵沿岸連隊（第12海兵沿岸連隊第3大隊））
 - ・第31海兵遠征部隊（第31戦闘兵站大隊）
 - ・第3海兵兵站群（第9工兵支援大隊）
 - その他（陸軍、海軍、空軍がレンジ等を使用）

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

- 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場
- 使用条件：

- a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。
 - b 本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。ヘリコプター及び固定翼航空機による弾着区域に向けての空対地の実弾射撃が認められる。爆発物処理が許される。爆破訓練は指定された射撃場内で行われる。
 - c 使用時間
 - (a) 水域は、必要に応じて毎日。
 - (b) 空域及びR-177（イーブリー射撃場）は常時使用。
 - d 用途
 - (a) 水域は水陸両用訓練に使用される。実弾射撃は行わない。信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのために信号弾を使用することができる。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。水中爆破は認められない。
 - (b) (高度2,000フィートまでの)空域は、有視界飛行による航空機の運用のために使用される。
 - (c) R-177空域は、空対地訓練のために使用される。
 - e 通告の方法

水域を使用する際は、その都度通告される。通告方法は現地段階で調整する。
 - f 制限の内容
 - (a) 水域内において、合衆国政府は、合衆国軍隊の使用を妨げない限り、漁業及び航行にいかなる制限も課さない。
 - (b) 本施設・区域内の出入路及び公道104号線の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- その他

上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として提供されることが合意されている。

なお、県道104号線越え実弾砲撃演習については、平成8年12月2日のSACO最終報告で、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、取り止めることが合意され、平成9年3月7日の同演習を最後に、現在では実施されていない。

(ウ) 施設の現状及び任務

キャンプ・ハンセンは、国道329号沿いの金武町の市街地に面した「兵舎地区」と、その北側の恩納村から名護市、宜野座村に連なる山岳部の「訓練地区」からなる、県最大の演習場である。米軍では、キャンプ・ハンセンの訓練地区とキャンプ・シュワブの訓練地区とを合わせて「中部訓練地域」(Central Training Area (CTA))と呼んでいる。

訓練地区には、60ミリ及び81ミリ迫撃砲、機関銃、ライフル及びピストルによる実弾射撃訓練を行うレンジ等やその着弾区域、一般演習を行う訓練場などがある。

ハンセン着弾区域は、恩納岳、ジャフン岳、一つ岳、ブート岳等を擁し、兵舎地区の西部に隣接し、レンジの着弾地が設定されているほか、第1、第2廃弾処理場がある。第1廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。また、平成19年から、訓練地区において陸上自衛隊による戦闘訓練、射撃訓練が行われている。

キャンプ地区には、第3海兵師団第12海兵沿岸連隊、第3海兵兵站群第9工兵支援大隊のほか、第31海兵遠征部隊などが駐留している。

施設内には、海兵下士官養成のための学校が設置されており、海兵隊以外の3軍にも利用されている。また、診療所、歯科、銀行、郵便局、兵舎、運動場などのほか、ボーリング場、将校、下士官、一般兵の各クラブ等の娯楽施設も完備されている。

なお、同訓練場内には沖縄県の管理する一般県道104号線（使用面積約1ヘクタール、使用開始昭47.5.15）があるが、日米合同委員会における共同使用の承認手続を経ていないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同訓練場には、同県道のほかに、鍋川ダム導水路、企業局の導水管など県の行政財産が存在しており、それらの土地も米側に提供されている。

同施設の訓練区域一帯は沖縄本島有数の森林地帯となっており、水源かん養林等の機能を果たしている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	103千㎡	昭47. 5. 15
	電柱等敷地	1千㎡	昭47. 5. 15
	送電線路用地	74千㎡	昭55. 10. 23
○沖縄県企業局	電柱等敷地	0千㎡	平29. 6. 1
	水道施設敷地	7千㎡	昭47. 5. 15
	導水管敷地	3千㎡	昭49. 5. 23
	送水管用地	0千㎡	昭55. 8. 28
	導水管敷地	5千㎡	昭55. 10. 9
○陸上自衛隊	送水管敷地	6千㎡	昭60. 10. 17
	不発弾処理施設用地	3,151千㎡	昭50. 12. 4
	訓練場用地	36,234千㎡	平20. 3. 4
○沖縄県	訓練場用地	1千㎡	平27. 12. 21
	導水管及び管理用道路敷地	17千㎡	昭51. 8. 12
	配水管用地	1千㎡	昭55. 8. 28
○恩納村	農業用ダム用地(鍋川)	115千㎡	昭58. 10. 6
	農業用ダム用地(当袋)	73千㎡	昭51. 8. 12
	洪水調整ダム用地 (クガチャ)	18千㎡	昭54. 4. 19
	ダム用地(恩納)	45千㎡	昭57. 11. 4
	かんがい排水施設敷地	3千㎡	昭59. 11. 29
	河川用地(安富祖川)	8千㎡	昭61. 4. 1
	河川敷地(新川川)	6千㎡	平元. 4. 1
	ダム用地(都田)	12千㎡	平15. 7. 8
	ダム用地(太田)	11千㎡	平15. 7. 8
	導水管及び給水管用地	1千㎡	昭55. 8. 28
○宜野座村	水道管及び配水池敷地	1千㎡	昭55. 8. 28
	ダム用地(潟原)	26千㎡	昭56. 4. 9
	導水管敷地	2千㎡	昭61. 9. 20
	ダム用地(宜野座大川)	53千㎡	平元. 4. 1
	農業用かんがい施設用地	5千㎡	平4. 4. 1
	導水管用地	2千㎡	平5. 5. 1
	進入路整備用地等	1千㎡	平29. 6. 1
	廃棄物処理施設敷地	7千㎡	昭59. 5. 17
	洪水調整ダム用地 (喜瀬武原)	149千㎡	昭61. 5. 26
	河川敷地(石川川)	16千㎡	昭63. 8. 1
○金武町	河川敷地(美徳川)	1千㎡	平元. 4. 1
	公共駐車場用地敷地	2千㎡	平元. 6. 15
	道路敷地	5千㎡	平2. 7. 1
	農業用かんがい施設用地	2千㎡	平4. 2. 1
	かんがい施設等用地	8千㎡	平8. 2. 7
	簡易水道施設用地	1千㎡	平27. 12. 1
	導水管及び配水管敷地	0千㎡	昭60. 8. 8
	給水管敷地	2千㎡	昭63. 6. 1
	給水管敷地	1千㎡	平4. 4. 1
	給配水管用地	0千㎡	平10. 5. 18
○金武町水道事業管理者	浄水場施設用地等	3千㎡	平29. 8. 1
	下水道管路用地等	1千㎡	令3. 4. 1
	下水道管路用地等	0千㎡	令3. 4. 1
	電話設備等敷地	0千㎡	昭61. 11. 1
	電話設備等敷地	0千㎡	平29. 6. 1
○西日本電信電話(株)	ゲート施設建設工事用地	340千㎡	令2. 6. 1

○名護市	配水池用地	4千㎡	令3.4.1
計 11名	51件	40,527千㎡	
b 地位協定第2条第4項(b) : 米軍による一時使用			
提供施設	使用期間	面積	追加提供年月日
○漢那ダムの貯水池等	必要の都度	615千㎡	平14.2.7
(オ) 沿革			
昭和20年	米軍が飛行場を建設し使用開始。		
昭和32年	「キャンプ・ハンセン」として使用開始。		
昭和34年2月22日	「キャンプ・ハンセン訓練場」として追加使用開始。		
昭和46年6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により、キャンプ・ハンセン訓練場区域の一部約177,400㎡、キャンプ・ハンセンの一部約390,600㎡を返還。		
昭和47年5月15日	2施設が統合され「キャンプ・ハンセン」として提供開始。		
昭和50年5月19日	沖縄自動車道用地約578,000㎡を返還。		
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地約1,619,000㎡（東シナ海側斜面部分）の無条件返還を合意。		
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。		
昭和52年5月19日	附属施設として、工作物（車両ゲート及び標示板16個）を追加提供。		
昭和56年3月26日	隊舎として、建物約6,432㎡を追加提供（那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴う代替施設）。		
昭和56年12月31日	金武町営グラウンド用地約48,600㎡を返還。		
昭和57年9月20日	金武町屋嘉の農地開発のため、施設（レンジ5）進入路の変更に伴う道路約800㎡を追加提供。		
昭和57年11月30日	金武町屋嘉の農地開発用地約3,000㎡を返還。		
昭和58年6月30日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供（県道104号線と産業道路沿い）。		
昭和58年10月31日	国道329号改修工事のため、水域約11,000㎡を返還。		
昭和58年12月2日	保安施設等として、建物約500㎡と工作物（囲障等）を追加提供。		
昭和59年2月16日	排水施設等として、工作物（排水路等）を追加提供（宜野座ダム付近及びハンセン東側と国道329号を連結するもの）。		
昭和59年5月25日	宿舎として、建物約12,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供。		
昭和59年8月28日	訓練施設等として、建物約30㎡と工作物（囲障等）を追加提供。		
昭和60年7月12日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。		
昭和60年7月23日	レンジ2～4までの間の防火帯が完成。総延長1,450m、幅員4m、セメント舗装。海兵隊予算。		
昭和60年9月10日	倉庫として、建物約7,400㎡と工作物（舗床等）を追加提供。		
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物（アンテナ等）を追加提供。		
〃	隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。		
昭和62年7月10日	矯正施設等として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。		
昭和62年12月11日	電話交換所として、建物約110㎡と工作物（囲障等）を追加提供。		
〃	油分離施設として、工作物2個を追加提供。		
昭和63年3月31日	国道329号改良用地約570㎡を返還（屋嘉インター入口付近）。		
昭和63年4月1日	訓練場として、土地7,200㎡を追加提供。		
昭和63年8月8日	在日米軍沖縄地域調整官が、三者協の席上、県道104号線越え実弾射撃演習について、小学校に近い3砲座は時間をずらして使用するなど教育環境に配慮していると言明。		
昭和63年12月19日	道路等として、工作物（舗装等）を追加提供（レンジ6進入路の整備）。		
昭和63年12月23日	在日米軍が、レンジ6の実弾射撃訓練の今後の取り止めを発表。		
昭和元年3月23日	演習場として、約930㎡（中川付近の民有地）を追加提供。		
平成元年3月31日	沖電変電所用地約80㎡（金武町中川付近の民有地）を返還。		
平成元年10月26日	隊舎として、建物約9,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。		
平成元年11月28日	道路として、国公有地約3,300㎡を追加提供（310番台砲座進入路）。		
平成2年3月31日	在沖米海兵隊が、平成元年5月から宜野座村福山区付近で建設を進めていた都市型戦闘訓練施設（コンバットタウン）が完成。実弾は使用しない。陸軍が、恩納村のレンジ21に建設していた都市型戦闘訓練施設が完成。		
〃	道路用地として、一部（中川小学校付近の道路）約4,100㎡を返還。		

平成2年5月16日	米軍は、レンジ21（恩納村）の都市型戦闘訓練施設で実弾射撃訓練を開始。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（第16回安保協了承部分、軍転協返還要請部分）の返還について、日米双方で所要の調整・手続を進めることで合意。
平成2年 夏	第1軽対空ミサイル大隊（約300名）が解隊。第3海兵遠征軍の防空任務は、普天間飛行場の第1海兵航空団に引き継がれた。
平成2年10月中旬	海兵隊はレンジ5で掩体壕建設を開始。当初、25箇所射撃位置と6箇所銃座が予定されていたが、一部の射撃位置が住民地域に向いているとの金武町の指摘を受けて、平成3年7月9日、中央の射撃位置4箇所と銃座1箇所の埋め戻し・不使用を明らかにした。
平成3年2月28日	熱帯果樹園用地約4,800㎡を返還。
〃	花卉園芸場用地約15,000㎡を返還。
〃	隊舎等として、建物23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年3月31日	店舗用地約400㎡を返還。
平成3年6月6日	給油施設等として、建物70㎡と工作物（貯槽等）を追加提供。
平成3年6月30日	歩道用地約570㎡（金武町の国道329号沿い）を返還。
平成3年7月9日	レンジ18（金武町）に遠隔交戦目標系攻撃訓練施設がほぼ完成。
平成3年9月12日	排水施設として、工作物（下水道）を追加提供。
平成4年1月31日	排水施設として、工作物（下水道）を追加提供。
平成4年3月12日	隊舎等として、建物23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成4年3月31日	住宅用地約600㎡（金武町の国道329号沿い）を返還。
平成4年5月14日	契約更新拒否用地1,593㎡（金武町の国道329号沿い）を返還。
平成4年5月15日	沖縄返還20周年記念式典のため訪日したクウェール米副大統領は、レンジ21の都市型戦闘訓練施設の撤去を決定したと発表。撤去作業は6月1日に開始、7月中旬に終了。
平成4年9月24日	保安柵等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成5年8月12日	米軍がG P311、312及び313の砲座を使用しての実弾射撃訓練の廃止を発表。
平成5年9月27日	隊舎等として、建物約12,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成6年3月10日	隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成6年9月8日	道路として、工作物（舗床等）を追加提供。
平成7年3月31日	ゴミ処理場用地約28,000㎡を返還。
平成7年5月11日	日米合同委員会において、読谷補助飛行場を返還するための措置として、宜野座ダムに隣接するドードー地区に落下傘降下訓練の機能を移設すること、宜野座ダム（施設外）に救助艇を待機させることで合意。
平成7年6月1日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年9月27日	日米安全保障協議委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題について、分散・実施の方向で技術的、専門的検討を進めていくことで合意。
平成7年10月5日	日米合同委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題解決に向けて検討を行うための特別作業班を設置。
平成7年11月30日	ゴルフ場拡張用地約2,300㎡を返還。
平成8年7月3日	工場等として、建物約10,000㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、キャンプ・ハンセンで行われていた県道104号線越え実弾砲撃訓練は、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲撃訓練を取り止めることを合意。
平成8年12月31日	総合運動公園用地約34,537㎡を返還。
平成9年3月31日	牛舎用地約470㎡を返還。
平成9年5月14日	特措法適用地約350㎡を返還。
平成10年3月26日	隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年3月31日	町道用地約950㎡を返還。
平成10年5月18日	倉庫等として、建物約20㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年8月	第12海兵連隊がキャンプ瑞慶覧から移転。
平成11年1月22日	工場等として、建物約600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年3月25日	保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
平成11年7月15日	管理棟等として、建物約5,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年4月13日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。

平成12年10月31日	土留等として、工作物（土留等）を追加提供。
平成13年9月30日	民有地約60㎡を返還。
平成14年2月6日	漢那ダム用地として約839,000㎡を返還。
平成14年2月7日	訓練施設等として、漢那ダム貯水池等約615,000㎡を追加提供。（2-4-（b））
”	隊舎等として、建物約23,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	保安柵として、工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	厚生施設等として、建物約6,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成15年3月26日	食堂等として、建物約4,200㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成15年8月28日	保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
平成16年8月26日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年11月4日	厚生施設等として、建物約6,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成17年3月31日	宜野座ダム用地として、土地約680㎡を返還。
平成17年11月10日	工場等として、建物約1,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年2月3日	管理棟等として、建物約1,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年5月15日	管理施設等として、建物約7,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年10月2日	工場等として、建物約8,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年11月24日	通信システムとして、工作物（通信装置）を追加提供。
平成19年3月29日	管理棟等として、建物約1,800㎡と工作物（境界標等）を追加提供。
平成19年4月26日	管理棟等として、建物約1,100㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成19年10月31日	運動施設等として、建物約3,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成20年1月24日	ギンバル訓練場の返還に伴う消火訓練施設及び泥土除去施設の本施設への移設について日米合同委員会合意。
平成20年6月3日	訓練施設として、建物約90㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成20年9月30日	保安施設として、建物約60㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成21年2月25日	訓練施設等として、建物約210㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成21年3月31日	ポンプ室等として、建物約7,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成21年8月25日	訓練施設等として、建物約1,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成23年4月28日	恩納バイパス用地として、土地約108,000㎡を返還。
平成23年6月10日	泥土除去施設として、建物約20㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成23年7月13日	消火訓練施設として、建物約440㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成26年1月10日	億首ダム用地として、土地約767,000㎡を返還。
平成26年2月19日	雨水排水施設等として、工作物（下水等）を追加提供。
平成26年6月30日	東シナ海側斜面第一段階返還部分土地約550,000㎡を返還。
平成28年1月4日	宜野座バイパス用地として、土地約2,200㎡を返還。
平成29年3月1日	ガードレール等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成29年6月30日	東シナ海側斜面第二段階返還部分土地約1,073,000㎡を返還。
平成30年5月11日	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（平25.4.5）に基づき作成された、キャンプ・ハンセンにおけるマスタープランについて日米合同委員会合意。
平成31年3月27日	倉庫等として、建物約2,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
令和2年3月17日	整備工場等として、建物約2,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
令和5年11月15日	キャンプ・ハンセンの駐留部隊である第3海兵師団の第12海兵連隊が「第12海兵沿岸連隊（MLR） ^{*1} 」に改称。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

キャンプ・ハンセンの所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、八重岳通信所が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、10.3パーセントである。詳しくはキャンプ・

*1 令和4年1月11日の日米安全保障協議委員会における共同声明において発表された、第12海兵連隊を沖縄県に残留させ、2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編するという内容を受けたものである。

（MLR=Marine Littoral Regimentの略）

シュワブの項を参照。

恩納村の面積は50.84平方キロメートル、令和2年10月1日現在の人口は10,869人である。恩納村には、キャンプ・ハンセンのほか嘉手納弾薬庫地区が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、29.2パーセントである。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場と航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場も所在するため、防衛施設の占める割合は、29.8パーセントである。

宜野座村には、キャンプ・ハンセンのほかキャンプ・シュワブが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、50.7パーセントに上っている。詳しくはキャンプ・シュワブの項を参照。

金武町の面積は37.93平方キロメートル、令和2年10月1日現在の人口は10,806人である。金武町には、キャンプ・ハンセンのほか、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める米軍基地の割合は55.6パーセント、このほか、航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場の一部が同町に所在している。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

a 実弾射撃訓練に伴う原野火災

宜野座村の区域を除いたキャンプ・ハンセンの訓練場では、実弾を使用した射撃訓練が実施されるため、発火性の高い照明弾や曳光弾から着弾地内の雑草に引火することになり、原野火災が度々発生している。県が確認したものとして、復帰後から令和5年末までに568件発生し、時には水源かん養林も延焼し、周辺住民に不安を与えている。

そのため、キャンプ・ハンセン訓練区域の火災防止対策については、第2回三者協（昭55.2.20）以来、協議が重ねられてきた。

昭和55年11月26日までに1,450ガロン用の消火バケツが6個に倍増・装備され、また、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸地区水源かん養林の境界を示す標識が4箇所設置されている。昭和60年7月23日には、火災の大半が発生しているレンジ2から4までの間に、総延長1.45キロメートル、幅員4メートルのセメント舗装、雨水排水路付きの防火帯が米海兵隊予算20万ドルで完成した。

更に、平成14年から、火災が発生した場合に備え、普天間飛行場に消火活動のためのヘリコプター1機を常時待機させる体制がとられている。なお、ヘリコプターによる消火体制については、米側において、キャンプ・ハンセン内にヘリコプターを常時待機させることも検討されたが、整備上の理由により実現には至っていない。

b 実弾射撃訓練に伴う施設外への被弾

キャンプ・ハンセンは、訓練区域の東西の長さが約13.5キロメートル、南北の長さが4.2キロメートルと小規模であり、周囲には住宅、学校等の集落が隣接しているため、昭和50年代には、砲弾等が民間地域や水源かん養林に落下する事故が度々発生した。

そのため、ハンセン訓練区域の安全対策については、第2回三者協（昭55.2.20）以来協議を重ねており、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸区水源かん養林の境界を示す標識が4箇所に設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があるため、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請した。

その後、県道104号線越え実弾砲撃訓練は事実上廃止されたが、同施設周辺では依然として流弾事故が発生している。

〈キャンプ・ハンセン周辺における復帰後の被弾事故〉

- 昭和51年3月20日 沖縄自動車道上18.4kmポイント付近に、コースを離れた米軍の演習用照明弾2個が落下。
- 昭和53年4月13日 第1廃弾処理場で処理中の砲弾破片が、約1.5km離れた金武村伊芸の民家のコンクリート屋根のほか、児童公園など3箇所に落下。
- 昭和54年5月2日 金武町伊芸の沖縄自動車道のレストラン駐車場に、砲弾の破片が落下。
- 昭和54年5月14日 金武町伊芸の東和ゴルフ場グリーン内に、直径1.06mの九角形の白色落下傘付き照明弾が落下。
- 昭和54年11月5日 米兵のいたずらにより、民家の屋敷内に照明弾が落下。
- 昭和57年1月12日 金武町の2箇所の民家の屋根と橋の上から、大小5個の砲弾破片が発見された。
- 昭和60年4月10日 金武町内の民家屋上に設置された水タンクに、演習場から飛来した小銃弾が貫通。
- 昭和62年1月28日 県道104号線越え実弾射撃演習中、砲弾が空中で爆発、破片が民間地の金武町字金武の牛舎の屋根に落下。

昭和62年7月8日	レンジ6での実弾射撃演習の際、発射されたM16ライフル銃弾が、金武町屋嘉の導水管を破損したため、翌9日の午前中から約11時間にわたって、228世帯の水圧が落ちた。
昭和63年10月15日	レンジ6から金武町伊芸の宅地へ、少なくとも2発のM16ライフル銃弾が撃ち込まれた。
平成20年12月13日	金武町伊芸区内民家に駐車中の乗用車の前部ナンバープレートが破損し、その部分から銃弾様のものが発見された。
平成29年4月6日 及び13日	キャンプ・ハンセン内安富祖ダム工事現場において、水タンクと車両に傷がつき、付近から銃弾らしきものが発見された。
令和元年12月5日	金武町伊芸区の民間地に照明弾3個が落下。
令和4年7月7日	金武町伊芸区内民家の窓ガラスが割れ、付近で芯弾が発見された。米軍のものであるか捜査中である。(令和5年12月現在)

c. 不発弾処理の問題

キャンプ・ハンセン演習場では朝鮮戦争が勃発した1950年以降、艦砲射撃、航空機による爆撃等の実弾による激しい砲爆撃射撃演習が実施され、現在でも実弾演習が日常的に行われており、その結果生ずる不発弾も相当の数になると思われる。

同演習場で原野火災が発生した場合には、不発弾の爆発の危険性があるため、地上からの消火活動ができず、ヘリコプターによる空中からの消火活動が中心となっているのが現状である。

演習場が返還された場合、自然環境を復元するために造林等の森林整備が必要であり、それらの事業を円滑に推進するためには、不発弾の処理が事前に適切に行われることが不可欠である。

そのため、沖縄県では、演習場内の不発弾の分布状況やその処理方等についての情報提供を、機会ある度に米軍に求めてきたが、明確な回答はなく、米軍自体が把握できない程に状況が悪化しているのか懸念されるところである。

自衛隊が管理し、米軍も使用する日本本土の演習場では、実弾演習に伴う不発弾の適切な処理について、演習場の使用協定の中で取決めがあり、演習の都度、あるいは定期的に不発弾の処理をしており、不発弾はほとんど存在しないといわれている。ハワイのスコーフィールド演習場でも、不発弾は適切に処理されていると言われているが、沖縄の米軍演習場における不発弾処理の実態は、明らかではない。

沖縄戦での不発弾の処理は、戦後80年近くにわたり行われているが、全量の処理にはなお数十年を要するものと考えられている。キャンプ・ハンセンについても、たとえ演習場が返還されたとしても、その後の不発弾処理には、莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

キャンプ・ハンセンを含めて米軍が実弾を使用する沖縄の全射爆撃場について、返還後の不発弾処理対策が跡地利用の支障にならないよう、あらかじめ、日米両政府によって、不発弾処理が検討され、適切な対策が講ぜられる必要がある。

なお、SACO最終報告に合わせて米側から発表された資料では、キャンプ・ハンセンの不発弾処理に関して次のように述べられており、米軍は、現在も半年ごとに実弾演習場の清掃作業を実施し、その際発見される不発弾については、資格を有する不発弾処理要員が処理している。

【キャンプ・ハンセン内の弾着地からの不発弾除去手続】

(SACO最終報告に合わせ米側が発表した資料)

キャンプ・ハンセン内の射場から不発弾を除去する射場清掃作業は、米海兵隊において定められた方針及び手続に従って実施される。これらと同一の方針及び手続は、およそ米海兵隊の弾着地を有する全ての基地において適用され、合衆国において他の軍種が運用する射場に適用される方針及び手続と同等のものである。

沖縄の米海兵隊は、射場整備との関連で半年毎に射場清掃作業を実施する(ちなみに、この作業は、ノース・カロライナ州のキャンプ・レジュンにおいては半年毎に、カリフォルニア州のキャンプ・ペンドルトンにおいては1年ごとに行われる)。この作業中は、弾着地における全ての射撃及び訓練が約2週間停止される。資格を有する不発弾処理要員は、清掃作業中に発見された全ての不発弾を処理する。

不発弾の多くは、非常に古いものも含めて地中に埋まっており、浸食により絶えず地表に露出してくる。こうした場合には、不発弾処理要員は、不発弾を発見し次第処理する。

不発弾を処理するための特別の訓練を受けていない人員は、如何なる時にも弾着地の中に入ることが認められない。この作業に従事する全ての人員の安全に米海兵隊は強い関心を有する。

d 米軍人の綱紀の緩み

キャンプ・ハンセンに居住する海兵隊員の多くが単身赴任の若い隊員であるせいか、周辺の民間地域で海兵隊員による犯罪が度々発生している。昭和60年には殺人や婦女暴行、家宅侵入などの事件が頻発したため、県は、三者協の第10回（昭60. 2. 7）及び第11回（昭61. 2. 21）会合において、軍人の綱紀肅正の徹底について協議した。その結果、米軍は①米本国から優秀な隊員を派遣する、②社会秩序を乱すおそれのある隊員は強制送還する、③派遣前の隊員及び駐留している隊員の教育指導を強化する等により、事件の未然防止を図っていくことを約束した。

e その他の事件・事故

昭和50年代は施設境界の管理の不備による事故が発生していたが、その後は平成14年7月に発生した楚辺通信所移設工事に関連する赤土等の流出や、平成16年9月6日、レンジ4の造成工事に伴う赤土等の流出など、提供施設内の建設工事及び訓練に伴う赤土流出が発生している。

また、同施設では、ヘリを使用した訓練が行われているが、それに伴い、平成25年8月には、キャンプ・ハンセン内に米空軍のHH-60ヘリコプターが墜落し、米軍が周辺への立ち入りを拒否したことから安全確認が遅れ、大川ダムからの取水が約1年にわたり停止される事故や、平成29年3月にLZファルコン周辺でUH-1Yヘリからつり下げた物資が落下する事故なども発生している。

(ウ) 県道104号線越え実弾砲撃演習

キャンプ・ハンセンでは、金武町中川集落近くのガンボジションに砲座を設置し、約4キロメートル離れたブート岳等の恩納岳山系を着弾地として、105ミリ及び155ミリ榴弾砲の実弾砲撃演習が行われていた。

県道104号線越え実弾砲撃演習といわれるこの演習は、平成8年12月のSACO最終報告において、「本土の演習場に移転された後、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、取り止める。」とされ、その後、平成9年6月16日、平成9年度における実弾砲撃演習の本土での実施スケジュールが日米合同委員会で承認されたことから、平成9年3月27日以降、沖縄での演習は事実上廃止された。

詳しくは第2章第3節4及び第3章第3節2の「県道104号線越え実弾砲撃演習」を参照。

(エ) 都市型戦闘訓練施設等

キャンプ・ハンセンでは、実弾射撃訓練を実施するための施設として、平成2年に恩納村側に都市型戦闘訓練施設が、平成17年には金武町伊芸に近いレンジ4に陸軍複合射撃訓練場が、それぞれ地元の強い反対にもかかわらず建設されている。

これらの訓練施設は、民間地域から近距離にあり、射撃方向を誤れば民間地域が被弾する可能性があることなどから、県と地元自治体が日米両政府に撤去を強く求めてきた結果、都市型訓練施設については平成4年7月までに撤去され、陸軍複合射撃訓練場についても平成17年4月、キャンプ・ハンセン内に代替施設を建設し、平成21年8月25日に訓練が移転した。

(オ) その他

キャンプ・ハンセンやブルー・ビーチ訓練場では、普天間基地所属の米軍ヘリによる離着陸訓練等が昼夜を問わず行われており、住民は低空飛行や夜間訓練による騒音被害に悩まされている。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

平成7年12月21日の日米合同委員会で、キャンプ・ハンセンの東シナ海斜面部分約162ヘクタールについて、地元の利用計画が策定された時点若しくは平成10年12月31日までのいずれか早い時期に返還することが合意された。

その後、返還時期については、地元の要望を踏まえ、3回延長されてきたが、平成25年9月5日の日米合同委員会において、キャンプ・ハンセンの東シナ海斜面部分を2段階に分けて返還することが合意され、約55ヘクタールが平成26年6月30日に、約107ヘクタールが平成29年6月30日に返還された。

(イ) 跡地利用計画

施設返還後の跡地利用計画等について、名護市においては、特に策定されていない。

宜野座村では、平成4年に「宜野座村軍用地跡地利用計画（構想）」を策定し、中長期的展望にたった開発の基本方針を確立するとともに、跡地利用の構想をまとめた。

また、平成7年には、漢那ダム周辺の活性化を図る目的で、構想を更に発展させた計画及び漢那ダム周辺地域を除く惣慶、福山、宜野座、松田地区の基本計画をまとめた「宜野座村軍用地跡地利用基本計画」を策定した。

さらに、景観や生態系の保全に配慮した漢那ダムを活用することで地域活性化を図ることを目的に、「漢那ダム周辺環境整備基本計画」を平成20年に策定した。